

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 6 月 1 3 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和5年6月13日

開 議	午前9時30分	
日程第1	諸般の報告	
日程第2	議案第42号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例の一部改正)
日程第3	議案第43号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第4	議案第44号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第5	議案第45号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市介護保険条例の一部改正)
日程第6	議案第46号	専決処分の承認を求めることについて (組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)
日程第7	議案第47号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号)
日程第8	議案第48号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)
日程第9	議案第49号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)
日程第10	議案第50号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号)
日程第11	議案第51号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号)
日程第12	議案第52号	岩出市印鑑条例の一部改正について
日程第13	議案第53号	岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ いて
日程第14	議案第54号	令和5年度岩出市一般会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第55号	令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第16	議案第56号	令和5年度岩出市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第17	議案第57号	令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第58号	市道路線の認定について

- 日程第19 議案第59号 動産の取得について
- 日程第20 発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第21 議員派遣について
- 日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第42号から議案第59号までの議案18件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第3号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として変更のあった者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第3号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

#### 日程第19 議案第59号 動産の取得について

○田中議長 日程第2 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第19 議案第59号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案18件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件外、議案9件です。

当委員会は、6月7日水曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号）、議案第52号 岩出市印鑑条例の一部改正の件、議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分、議案第56号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第58号 市道路線の認定の件及び議案第59号 動産の取得の件、以上10議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第42号、議案第43号、議案第47号の所管部分及び議案第50号は承認、議案第52号、議案第54号の所管部分、議案第56号、議案第57号及び議案第59号は可決、議案第58号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）では、質疑はありませんでした。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）では、質疑はありませんでした。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分では、自治会等振興助成金の減額理由及び自治会の設立の状況は。境谷・押川地区タクシー利用助成金の当初予算額減額理由、助成対象者への聞き取り状況及び今後の改善策は。有害鳥獣捕獲事業等補助金の捕獲状況、イノシシの被害状況及び今後の対応は。岩出市住宅耐震改修事業費補助金の交付実績は。交通公園管理委託料の管理委託内容及び委託先は。について。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号）では、質疑はありませんでした。

議案第52号 岩出市印鑑条例の一部改正の件では、個人番号カードを利用できる多機能端末機が設置されている市内のコンビニエンスストアのチェーン店別の店舗数は。多機能端末機の設置について、市民への周知、市広報紙の掲載時期は。について。

議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分では、コミュニティ助成事業補助金の交付内容及び場所は。結婚祝い金の交付要件に年齢制限

を設けた理由は。消防費の一般備品購入費の内容は。について。

議案第56号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）では、水道基本料金免除の市民への周知方法、免除期間は。水道基本料金免除の市民への周知方法にメール配信サービスを利用する考えは。について。

議案第57号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第58号 市道路線の認定の件では、船戸7号線及び船戸8号線の市道路線の認定以外に廃止された路線を市道路線として認定する予定の箇所は。について。

議案第59号 動産の取得の件では、行政事務用パソコン一式の購入内容及び耐用年数は。行政事務用パソコンの使用は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の外、議案9件です。

当委員会は、6月8日木曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市介護保険条例の一部改正）、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号）、議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分、議案第55号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上9議案、いずれも討論はなく、

全会一で、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号の所管部分、議案第48号、議案第49号及び議案第51号は承認、議案第54号の所管部分及び議案第55号は可決しました。

議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）では、質疑はありませんでした。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市介護保険条例の一部改正）では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免該当者数及び現在減免を受けている者の人数は。

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）では、質疑はありませんでした。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号）所管部分では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金の減額理由は。物品売払い収入の資源売却状況及び分別について、今後の市民への啓発は。児童扶養手当の減額理由及び減額となった要因は。ごみ処理施設建設基金積立金の使途として、施設の改修などの予定は。講師謝金の対象となる講師の人数、謝金の算出方法及び今年度の実施状況は。について。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）では、介護給付費準備基金積立金の活用方法は。について。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件では、条例改正に当たり、岩出市の環境を守る審議会の開催回数、審議会での意見及び今後の対応は。市有料指定可燃ごみ袋の製造に必要な費用は。原材料費及び燃料費が下落した場合の対応は。条例の附則に対応するための財源は。交付金は原油価格・物価高騰対応分か。交付金の交付条件は。市有料指定可燃ごみ袋の買占めの対策は。

市有料指定可燃ごみ袋無料配布に係る経費、その他市町村の実施状況は。一般廃棄物処理手数料を家庭用と事業用に差をつける考えは。一般廃棄物処理手数料の改正について市民への説明方法は。について。

議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）所管部分では、質疑はありませんでした。

議案第55号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市介護保険条例の一部改正）の件、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（組織改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定）の件、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第8号）の件、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）の件、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）の件、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市水道事業会計補正予算第5号）の件、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第1号）の件、議案第52号 岩出市印鑑条例の一部改正の件、議案第54号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の件、議案第55号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第56号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第57号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第58号 市道路線の認定の件、

議案第59号 動産の取得の件、以上議案17件に対する討論の通告はありません。これをもって、議案17件に対する討論を終結いたします。

議案第42号から議案第52号まで及び議案第54号から議案第59号までの議案17件を一括して採決いたします。

この議案17件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第51号までの議案10件は、原案のとおり承認、議案第52号、議案第54号から議案第57号まで及び議案第59号の議案6件は、原案のとおり可決、議案第58号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この条例改正を今議会で提案するに当たって、岩出市環境を守る審議会が開催されました。しかし、市民生活に大きく関わる問題でありながら、開催期間は僅か1日、1回のみ、しかも当日資料が配布され、1回のみ開催において結論を求めるといった方法でした。資料を読み込む時間も、それぞれの委員の方が独自の調査する時間もなく、審議会の役割、調査、審査等、十分に行う期間を設けなかったことは問題だと言えます。

原材料費及び燃料費等の高騰により製造原価に影響が及ぶため、緊急に対応しなければならなかったと理由を上げられますが、今回の改正は、令和5年8月から価格の引上げをするが、特例で令和5年、6年度は引下げ、7年度は現行の価格で行うというものになっています。

その財源は、令和5年度は国の交付金を活用し引下げを行う。令和6年度は交付金の活用が見込めない場合は市の財政で補う。令和7年度も同様の対策を行うと言われました。こうした対応ができるのであれば、5年、6年、7年で、社会情勢、燃料費等の増減状況などを見極めながら、同時にごみの分別の徹底、減量化に向けた議論を進め、令和7年度中に令和8年度に向けた議論を丁寧に行っていく方法が

取れると考えます。

今回の改正は、市民から見れば、2年間の引下げという内容も含まれており、市民に寄り添っているように思うが、あくまでも特例で、実際はこの8月から市民に負担増を求める条例となっています。

そして、今回燃料費の高騰による引上げを理由に改正を行っているにも関わらず、令和8年までに燃料費が下がった場合の対応について、明確な答弁もございませんでした。こうした状況からも、今回の改正は市民も納得できないものと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第53号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

可燃ごみについて有料化が平成24年にスタートし、令和5年で12年目を迎えます。この間、世界情勢や社会経済情勢が大きく変化しております。新型コロナウイルス感染症の拡大や国際的な紛争などで状況は一変し、特に令和4年から物価高騰が社会経済に大きな影響を与えております。物価高騰による原材料費及び燃料費等の高騰、中でも、ごみ袋の製造については大量の電気を使用すると聞いております。このような要因が有料指定可燃ごみ袋の製造原価に大きく影響が及ぶ中、令和5年度の製造に係る入札も過去2回不成立になったと聞いております。

また、製造コストの高騰は、ごみ袋1枚当たりの原価に影響を与えることから、ごみ処理手数料、ごみ袋の一日も早い改定、値上げが必要であり、やむを得ないものであると考えます。

市民に負担を強いる改定であるとの意見もありますが、当市の有料化の方式は、市民の負担が少なく、公平かつごみの減量化に有効な一定無料型を採用しております。この一定無料型を採用しているのは、県内でも当市、岩出市と新宮市だと聞いております。

本議案は3年据置きとしながらも、物価高騰の影響が市民生活に厳しいものとなっていることから、生活支援策として、今年度、令和5年度と令和6年度は手数料を引き下げる措置を取り、据置期間3年目の令和7年度には、一旦現在の手数料とする緩和措置を行った上で、手数料の改正を行うものであり、市民生活への影響を最大限考慮したものと考えております。

しかし、令和5年度、令和6年度は引き下げて、令和7年度に現在の手数料にす

る、元に戻す、また1年後、令和8年に実質値上げすると、2年続けて値上げすると思われる方も多いと思われませんが、市民の多くの方はご理解いただけだと思いますが、市民の皆様に対して、誤解のないようなきめ細やかな説明、広報をしていただきたいと考えております。

有料指定可燃ごみ袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するために必要な改正であると考えますので、私は本案に賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第53号に対する討論を終結いたします。

議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○田中議長 日程第20 発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年6月13日提出

提出者 議会運営委員会委員長 三栖慎太郎

本文の朗読につきましては省略させていただき、提案の趣旨を申し上げます。

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律による市議会議員の市に対する請負の状況を公表すること等により請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的とするものです。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(なし)

○田中議長 発議第3号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定の件に対する討論の通告はありません。

○田中議長 これをもって、発議第3号に対する討論を終結いたします。

発議第3号 岩出市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議員派遣について

○田中議長 日程第21 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣をすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月15日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月15日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時59分)